動力装置許可申請書

|  |  |
| --- | --- |
| 事項 | 温泉の湧出量を増加させるために動力を装置しようとするとき。 |
| 根拠法令 | 法　　律　第11条、規　　則　第６条、細　　則　第７条（様式第８号） |
| 提出部数 | 保健所設置市以外：正本１部（薬事管理課）、副本１部（保健福祉事務所）保健所設置市内：正本１部（薬事管理課）、副本１部（長野市保健所又は松本市保健所） |
| 添付書類 | １．申請者が法人の場合は法人の登記事項証明書２．動力の装置をしようとする地点を明示した図面及びその付近の見取図①　動力の装置をしようとする地点を明示した位置図②　動力の装置をしようとする地点から半径３km以内の地域についての状況を記載した見取図（既存源泉があるときは、当該源泉の所在地及び当該源泉から動力の装置をしようとする地点までの距離を記入）３．利用計画書　　　　温泉の用途、利用施設の概要、必要湯量とその根拠等を記載したもの４．掘削孔仕上げ断面図５．地質（さく井）柱状図（作成してある場合）６．温泉分析書の写し７．動力装置選定理由書及び動力装置の詳細図８．揚湯試験の結果報告書　　「長野県揚湯試験実施要領」に基づき実施した揚湯試験の結果。９．申請者が土地を使用する権利を有することを証する書類①　申請者の自己所有地である場合は、土地の登記事項証明書②　申請者の自己所有地でない場合は、土地の登記事項証明書及び申請者と土地所有者との間で結ばれた使用承諾書の写し等10．申請地の公図11．申請者が温泉法第４条第１項第４号から第６号までに該当しない者であることを誓約する書面12．動力装置に対する同意書動力の装置をしようとする地点から半径３㎞以内にある既存源泉の採取権者の同意書。ただし、同意書が得られない場合は、次の書類を添付するものとする。①　同意が得られないことの経過（理由）書②　既存源泉に影響を及ぼさない科学的根拠を説明した書類 |
| 手数料 | １１０，０００円（長野県収入証紙）　 |
| その他 | １．長野県環境審議会温泉審査部会で審議される。２．保健（福祉事務）所は「動力装置許可申請内容確認書」を作成し、薬事管理課に申請書を進達する際に添付する。３．動力装置の許可内容の範囲内において、動力装置を修繕又は更新しようとするときは「動力装置修繕届」の提出で足りる。４．大規模な地熱開発※１における掘削申請を行う場合は、「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」（環境省：令和３年９月30日改訂）に基づくものとし、特に次の点に留意する。　①科学的根拠に基づき、地熱貯留層の存在範囲と温泉帯水層との関係、揚湯に伴う温泉資源への影響予測評価が明確に示されていることが必要である。　②ガイドラインに準拠した「順応的管理※２」が利用計画書に明記されていることが必要である。　※１「大規模な地熱開発」とは、環境アセスメントの対象となる発電規模（第１種事業：１万kW以上、第２種事業：7,500kW以上１万kW未満）又は同一貯留層に２本以上の生産井の掘削を計画する地熱開発のこと。　※２「順応的管理」とは、発電所運転開始前後で生産井の噴出量や温度、地熱貯留層の動態、周辺既存源泉や地表部の微候等を対象とするモニタリングを実施し、その結果を関係者間の合意形成を行う場である協議会等において定期的に共有、検証、意見交換等を行うことにより、影響を評価しつつ運転や全体計画の見直しを行うリスクマネジメントの理論を取り入れた考え方のこと。 |

動力装置許可申請書

年　　月　　日

　　　長野県知事　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 長野県収入証紙欄（消印しないこと。） |  |

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり動力を装置したいから、許可してください。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 動　力　の　装　置　の　目　的 |  |
| 動力の装置をしようとする場所及びその付近の状況 | 場所 |  |
| 付近の状況 |  |
| 土地掘削許可年月日及び指令番号 | 　　　　年　月　日、長野県指令　第　　号 |
| 温泉の湧出量、温度及び成分並びに湧出路の口径及び深さ | 湧出量　　　Ｌ／分　　温度　　　℃成分口径　　　㎜　　　　　深さ　　　ｍ |
| 動力の装置の種類、出力その他動力の装置の詳細 | 種類　　　　　出力　　kW　方式揚湯管の口径　　㎜　長さ　　ｍ揚湯量　　　Ｌ／分詳細は、別紙図面のとおり。 |
| 工事の着手及び完了の予定日 | 着手 |  |
| 完了 |  |
| 備考 |  |